

佐賀県東部工業用水道規程第5号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 1～31 略 32 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。 33 略	管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 1～31 略 32 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報</u> の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 33 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例

によることとされた審査請求については、この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。